

秋田県の情報公開

《平成30年度 実施状況報告書》

秋 田 県

目 次

情 報 公 開 制 度	頁
情報公開制度の実施状況	
1 請求・公開等の状況	1
2 実施機関別に見た公開等の状況	2
3 非公開の理由別件数	3
4 審査請求の状況	4
5 秋田県情報公開審査会の運営状況	6
6 情報提供等の状況	7
7 これまでの取組状況	8

【情報公開制度の実施状況】

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。平成10年秋田県条例第38号により秋田県情報公開条例に改正されました。以下「条例」といいます。）が施行されましたが、制度発足からの運用状況は次のとおりです。

1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は791,725件であり、公開請求の対象となった行政文書について、全部を公開したものが466,355件、一部を公開したものが318,212件、非公開としたものは7,158件でした（公開率：99.1％）。

また、平成30年度に公開請求に基づいて公開等をした文書件数は25,415件であり（前年度比29.4％減）、公開請求の対象となった行政文書について、全部を公開したものが19,167件、一部を公開したものが5,859件、非公開としたものは389件でした（公開率：98.5％）。

非公開とした389件のうち159件は全部非公開によるもの、230件は文書不存在によるものです。

（単位：件）

年 度	H23まで	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
請 求 件 数	13,545	2,126	1,777	2,268	2,668	2,465	2,568	2,357	29,774
取下げ件数	643	78	66	120	176	112	126	84	1,405
請求対象の文書全てが不存在の件数	531	42	32	21	74	11	64	52	827
請求却下	21	—	3	1	—	—	—	—	25
公開等実施件数	12,350	2,006	1,676	2,126	2,418	2,342	2,378	2,221	27,517
文 書 件 数	621,398	11,968	10,034	20,103	22,263	44,528	36,016	25,415	791,725
公開	342,785	9,207	7,995	13,271	16,041	32,015	25,874	19,167	466,355
部分公開	273,781	2,499	1,833	6,615	5,771	12,071	9,783	5,859	318,212
非公開	4,832	262	206	217	451	442	359	389	7,158

（備考）

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開件数} + \text{部分公開件数}}{\text{決定件数（公開件数} + \text{部分公開件数} + \text{非公開件数）}} \times 100$$

2 実施機関別に見た公開等の状況

公開請求に基づいて公開等をした文書件数を実施機関別に見ると、知事の622,846件（全体の78.7%）が最も多く、次いで議会の76,341件（全体の9.6%）が多くなっており、知事と議会で全体の88.3%を占めています。

（単位：件）

年 度	H23まで	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
知 事	540,500	10,854	8,712	13,469	10,576	11,735	14,393	12,607	622,846
議 会	2,538	13	124	25	9,714	31,821	20,557	11,549	76,341
教 育 委 員 会	55,605	285	464	381	883	530	423	409	58,980
選 挙 管 理 委 員 会	3,642	13	138	5,905	830	159	231	298	11,216
人 事 委 員 会	1,741	0	0	0	2	0	2	3	1,748
監 査 委 員	8,446	6	0	0	0	0	33	193	8,678
公 安 委 員 会	5	0	0	0	1	0	0	0	6
警 察 本 部 長	1,889	796	596	311	256	283	365	305	4,801
労 働 委 員 会	2,370	0	0	0	0	0	0	0	2,370
収 用 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	5	0	0	0	0	0	0	0	5
公 営 企 業 管 理 者	4,641	-	-	-	-	-	-	-	4,641
地 方 独 立 行 政 法 人	14	1	0	12	1	0	12	51	91
合 計	621,398	11,968	10,034	20,103	22,263	44,528	36,016	25,415	791,725

（備考） 公営企業管理者は、平成18年3月末で廃止されました。

3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開を原則としていますが、実施機関が無制限に全ての行政文書を公開した場合、それにより個人、法人等の権利若しくは利益又は公共の利益を害することも予想されることから、条例第6条第1項において、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、同項各号において、その判断基準として、非公開とすることができる情報の範囲を定めています。

条例第6条第1項各号の規定により、非公開（部分公開を含みます。）とした理由及び文書件数は次のとおりです。

(単位：件)

非公開理由	H25まで	H26	H27	H28	H29	H30	合計
個人に関する情報	164,004	3,758	4,850	11,330	8,950	5,005	197,897
法人等に関する情報	153,613	2,912	935	612	928	799	159,799
国等との協力関係情報	352	—	—	—	—	—	352
行政運営情報	105,775	385	573	402	367	585	108,087
個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報	1,512	121	51	27	72	69	1,852
法令秘情報	128	0	0	0	3	0	131
不存在	1,737	89	147	195	224	230	2,622
存否応答拒否	32	6	1	1	4	0	44
合計	427,153	7,271	6,557	12,567	10,548	6,688	470,784

(備考) 表に掲載している項目のうち条例第6条第1項各号に掲げる非公開情報（「個人に関する情報」から「法令秘情報」までの項目を指します。）は、条例の施行時に規定されていた項目であり、その後の条例の改正により現在では次のとおり削除され、又は分割されています。

なお、表の項目については、年度ごとの推移を把握するため、条例改正前の項目により文書件数を掲載しています。

- (1) 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除されています。
- (2) 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務・事業情報」及び「信頼関係情報」に分割されています。
- (3) 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公共安全情報」及び「人の生命、身体等に係る情報」に分割されています。

4 審査請求の状況

(1) これまでの状況

公開請求に対し実施機関が行った部分公開又は非公開の決定について、これまでに審査請求（平成27年度以前については不服申立て）がなされたものは125案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

	審査請求 案件数	処 理 状 況				備 考
		取下げ	棄却	認容	一部認容	
20年度まで	91	7	49	5	31	
21年度	2	0	1	0	1	
22年度	3	0	2	0	1	
23年度	1	0	1	0	0	
24年度	10	0	7	1	3	
25年度	8	1	6	0	1	
26年度	6	0	5	0	1	
27年度	1	0	0	0	1	
28年度	0	0	0	0	0	
29年度	3	0	1	0	1	1件の案件について審議中
30年度	0	0	0	0	0	
計	125	8	72	6	40	

(備考) 平成27年度以前については、不服申立ての案件数を計上しています。

「審査請求案件数」及び「処理状況」は、審査請求（平成27年度以前については不服申立て）があった年度を基準として集計しています。

1件の審査請求（平成27年度以前については不服申立て）に対して複数の処理（例：「棄却及び一部認容」等）を行った案件があるため、「審査請求案件数」より「処理状況の各項目を合計した件数」が多くなる場合があります。

(2) 審査請求の処理状況

平成30年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたものは、次のとおりです。

諮問 番号	審査 請求 年月日	件 名	担 当 課 所	秋田県情報公開審査会 の審査状況			審査請求に 対する裁決 の内容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	裁 決 年月日	裁決内容
126	29.10.12	秋田県内の公立小・中・高 ・養護・盲学校に関する体 罰事故報告書の部分公開決 定処分に対する審査請求に 関する件	教育委員会	29. 12.5	31. 1.8	非公開とし た部分のう ちの一部は 公開すべき	31. 3.18	一部 認容
127	29.9.30	秋田県建設工事紛争審査会 において特定の調停事件の 被申請人の補佐人を許可し た経緯が分かる文書の公開 請求拒否決定処分に対する 審査請求に関する件	知 事	29. 12.21	30. 8.7	公開請求拒 否決定は妥 当	30. 9.4	棄却

5 秋田県情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関です。平成30年度は10回開催し、3件の諮問事案を審査しています。

審査会	年月日	審議事項
第263回	H30. 4. 24	・ 諮問第126号の書面審理 ・ 諮問第127号の意見陳述（諮問庁）
第264回	H30. 5. 29	・ 諮問第126号の意見陳述（諮問庁） ・ 諮問第127号の答申案の審議
第265回	H30. 6. 19	・ 諮問第126号の答申方針の審議 ・ 諮問第127号の答申案の審議 ・ 諮問第128号の概要説明
第266回	H30. 7. 27	・ 諮問第126号の答申方針の審議 ・ 諮問第127号の答申案の審議【答申決裁】
第267回	H30. 8. 30	・ 諮問第126号の答申方針の審議 ・ 諮問第128号の書面審理
第268回	H30. 10. 9	・ 諮問第126号の答申案の審議 ・ 諮問第128号の書面審理
第269回	H30. 11. 14	・ 諮問第126号の答申案の審議 ・ 諮問第128号の意見陳述（諮問庁）
第270回	H30. 12. 25	・ 諮問第126号の答申案の審議【答申決裁】 ・ 諮問第128号の答申方針の審議
第271回	H31. 1. 29	・ 諮問第128号の答申方針の審議
第272回	H31. 3. 19	・ 諮問第128号の答申案の審議

（参考）【秋田県情報公開審査会委員名簿（平成29年10月19日改選後）】

会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」元副代表

※任期（自：平成29年10月19日～至：令和元年10月18日）

6 情報提供等の状況

情報公開制度の発足と同時に、「情報公開総合窓口」を設置しました。情報公開総合窓口の主な業務は、情報公開制度に関する相談、公開請求の受付等ですが、情報公開の一方の輪ともいわれる情報提供も重要な業務となっています。

ここでいう情報提供とは、公開請求により行政文書を閲覧することではなく、行政情報を加工又は編集した行政資料等による情報の提供を指します。

資料の提供等による情報提供は、求める情報が分かりやすく整理されていること、時間を要することなく求める情報を入手できること等の利点があります。

平成9年4月には県のホームページ「美の国あきたネット」を作成し、インターネットによる情報提供を開始したほか、平成11年11月には提供する情報の範囲、方法等について統一的な基準を定め、積極的な情報提供が行われるよう「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」を制定しています。

また、今後も情報提供施策の充実に努め、情報の公開の総合的な推進を図ることとしています。

情報公開総合窓口には、情報提供の推進を図る意味から、行政資料約20,000冊（県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査等の統計資料、白書類、年報、例規集等）を配架し、自由に縦覧できるようにしています。

なお、このほか情報公開総合窓口には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し配架しているほか、行政文書検索用パソコンを備えています。

これまでの情報提供、行政資料縦覧者等の状況は、次のとおりです。

区 分	昭和62年10月～平成31年3月						合 計
	H25まで	H26	H27	H28	H29	H30	
情 報 提 供	13,887 件	28 件	33 件	62 件	29 件	52 件	14,091 件
資料等縦覧者数	78,127 人	537 人	924 人	547 人	483 人	426 人	81,044 人
資料等貸出者数	7,624 人	77 人	103 人	89 人	76 人	80 人	8,049 人
資料等貸出冊数	17,320 冊	165 冊	182 冊	179 冊	152 冊	158 冊	18,156 冊

7 これまでの取組状況

年 月	事 項
S55. 10	・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置
S56. 4 10	・同上プロジェクトチーム報告書を提出 ・「情報公開制度検討班」を設置 班長：総務部次長 班員：各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐
S57. 5 ～S58. 6	・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」を実施
S58. 5 8 10	・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会を置き、調査検討に入る ・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置 ・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
S59. 5 6 7 7 8 9 9 S60. 3	・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出 ・「情報公開準備委員会」を設置 委員長：総務部長 副委員長：総務部次長 班 員：各部主管課長、行政委員会、関係課長 ・職員啓発用パンフレット（検討班報告書の概要）の配布（見開き8頁） ・地方機関の文書保管状況調査 ・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施 ・全庁を対象とする非公開文書調査 ・文書管理改善運動はじまる 第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施 ・記録書庫整理完了（収蔵能力の倍増）
S60. 4 6 12 12	・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施 ・文書管理改善運動の第3ステップとして文書の検索・活用運動の実施 ・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成 ・情報公開懇談会設置
S61. 6 10 12 S62. 2 2 3	・情報公開懇談会小委員会設置 ・情報公開懇談会 提言書提出 ・情報公開準備委員会 幹事会「公文書公開条例大綱」作成 ・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出 ・県文書管理規定を制定（昭和62年4月施行） ・「秋田県公文書公開条例」公布（秋田県条例第3号）（昭和62年10月1日施行）
S62. 4 5 6 7 9	・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置 ・自治研修所での職員研修実施（5月から12月まで延26回） ・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定 ・職員向け「情報公開だより」第1号を発行 ・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定（10月1日施行）

S62. 9	・ 県公文書公開審査会規則を制定（10月1日施行）
9	・ 県公文書公開事務取扱要綱の制定（10月1日施行）
9	・ 情報公開事務の手引の作成
9	・ 県情報公開推進委員会設置要綱作成（準備委と同一のメンバー）
9	・ 県民向けパンフレットを作成、配布
10	・ 県公文書公開条例施行（10月1日施行）
S63. 2	・ 職員向け「情報公開だより」第2号を発行
S63. 6	・ 職員向け「情報公開だより」第3号を発行
10	・ 職員向け「情報公開だより」第4号を発行
H元. 1	・ 「情報提供の手引」の作成
3	・ 県民向けポスターを作成・配布
3	・ 行政資料目録の作成
H元. 6	・ 職員向け「情報公開だより」第5号を発行
7	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
8	・ 県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
H2. 3	・ 行政資料目録追録の作成
3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H2. 9	・ 職員向け「情報公開だより」第6号を発行
H3. 3	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
H3. 4	・ 情報公開実施状況報告書の作成
8	・ 行政資料目録追録の作成
9	・ 職員向け「情報公開だより」第7号を発行
H4. 5	・ 情報公開実施状況報告書の作成
6	・ 行政資料目録追録の作成
7	・ 県民向けポスターの作成・配布
11	・ 職員向け「情報公開だより」第8号を発行
H5. 4	・ 情報公開実施状況報告書の作成
10	・ 職員向け「情報公開だより」第9号を発行
H6. 5	・ 情報公開実施状況報告書の作成
6	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
7	・ 行政資料目録の作成
11	・ 職員向け「情報公開だより」第10号を発行
H7. 6	・ 行政資料目録追録Ⅰの作成
6	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H8. 7	・ 行政資料目録追録Ⅱの作成
H9. 3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H10. 3	・ 制度周知用パンフレットの作成・配布
3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H10. 6	・ 秋田県議会（総務企画委員会）に対し「公開条例改正案の骨子」説明
9	・ 秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案を県議会9月定例会に提出

H10. 9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9 月定例会で可決
10	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布（平成11年 4 月 1 日施行）
10	・秋田県行政資料目録作成（10年 9 月版）
H11. 2	・改正条例に関する職員説明会（県内 3 ブロック）
3	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・情報公開制度のパンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
3	・公文書公開請求書（条例改正に伴うもの）の作成
H12. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9 月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9 月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成12年 4 月 1 日施行）
H12. 12	・情報公開実施状況報告書の作成
H13. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 2 月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 2 月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成13年 4 月 1 日施行）
H13. 9	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9 月定例会に提出
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9 月定例会で可決
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成14年 4 月 1 日施行）
10	・情報公開実施状況報告書の作成
H14. 2	・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・改正条例に関する職員説明会（県内 3 ブロック）
3	・情報公開制度パンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
H14. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 2 月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 2 月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成15年 4 月 1 日施行）
H15. 8	・情報公開実施状況報告書の作成
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成16年 4 月 1 日施行）
H16. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成17年 4 月 1 日施行）
H17. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H18. 2	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案を県議会 2 月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案が県議会 2 月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公

	開条例の一部改正。平成18年4月1日施行) (刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行)
H18. 8	・情報公開実施状況報告書
H19. 6	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会6月定例会に提出
6	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会6月定例会で可決
7	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成19年10月1日施行) (郵政民営化法等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(平成17年10月21日法律第102号)の施行の日から施行)
H20. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
H20. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H21. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H22. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H23. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H24. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H25. 2	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成25年4月1日施行) (国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第42号)の施行の日から施行)
H25. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H27. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
2	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成27年4月1日施行) (独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行の日から施行)
H28. 2	・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案が県議会2月定例会

H28. 3	<p>で可決</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成28年4月1日施行） （行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行）
3	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開実施状況報告書の作成
H29. 1	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開実施状況報告書の作成
H29. 8	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開実施状況報告書の作成
H30. 7	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開実施状況報告書の作成
R元. 6	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開実施状況報告書の作成